



八 監 第 1 8 5 号

令 和 2 年 8 月 1 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 江 野 澤 隆 之

令和元年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査  
結果を参考として講じた措置の公表について

令和2年2月3日付け八監第418号により提出した令和元年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市教育委員会教育長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
学校給食センター	指摘事項	<p>1 物品修繕契約について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>学校給食センターコンベア洗浄機修繕契約に係る事務について、八千代市事務決裁規程（昭和42年八千代市訓令甲第6号。以下「規程」という。）に基づき契約課長の決裁により締結すべき契約を学校給食センター所長の決裁により締結していた。</p> <p>今後は、規程等に基づき適切に処理する必要がある。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>契約事務について、今後は八千代市事務決裁規程及び八千代市財務規則等に基づき、適切に事務処理を行ってまいります。</p>
文化・スポーツ課	指摘事項	<p>1 教育委員会専用の公印の取扱いについて</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>教育委員会専用の公印の取扱いにおいて、八千代市公印規則（昭和48年八千代市規則第25号。以下「規則」という。）別表に定められていない補助金の交付決定通知書及び交付確定通知書に押印している事例が認められた。</p> <p>今後は、規則等に基づき適切に取扱う必要がある。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>八千代市公印規則（昭和48年八千代市規則第25号。）及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成18年八千代市訓令甲第4号。）に基づき、適切に公印を取扱うことといたしました。</p> <p>また、文化・スポーツ課において所掌している他の補助金についても、同様の取扱いがないか確認し、以後、押印の誤りが無いよう周知徹底を行いました。</p>